消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報 (H26.9)

火災保険を利用した住宅修理トラブルが増加中

【事例1 70歳代男性】

台風被害について電話があり、現地調査と保険申請代行の業者を紹介してもらった。業者から「当社が保険申請代行すれば、火災保険金を使って被害個所を修理できます。自己 負担は一切ありません。」と言われたので、台風で壊れた屋根と塀の見積もりを依頼した。 見積額は120万円と高額だったが、保険会社が全額を出してくれると思い契約した。

業者が保険会社に請求したところ82万円しか支払われないので、このまま工事をされると自己負担をしなければならない。話が違うので解約したい。

【事例2 50歳代男性】

公的な団体と思わせるような名称の事業者から、「火災保険に入っていれば、保険金を使って増改築ができます」と勧誘の電話があった。火災保険で家の増改築ができるなら頼みたいと思い、火災保険の約款を見たところ、自然災害でなければ保険金は支払われないことがわかった。事業者から見積もりと点検に自宅へ伺うと言われたが、信用が出来ないので断った。しかし、調査したいと何度も電話をかけてくる。自宅に来た時はどうしたらよいか。

電話や訪問などで「火災保険に加入していれば、自己負担なく家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと持ちかけ、強引に住宅修理工事契約を結ばせるトラブルが増えています。

実際に、請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、工事内容がずさんで必要のない修理までされたり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。 安易に契約しないよう注意しましょう。

【消費者へのアドバイス】

- 事業者の説明をそのまま鵜呑みにしない。必要のない工事はきっぱり断りましょう。
- ② 火災保険は、台風などの自然災害による住宅の損害が補償される場合がありますが、老 朽化によるものは対象外です。
- ③ 自然災害で住宅が損害を受けた場合、自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金の支払い対象になるのか、申請はどのようにするのか等を確認しましょう。また、工事の契約をする前に、複数の業者から見積もりを取り慎重に判断することが必要です。
- ④ 困ったときには、最寄りの消費生活センターに相談してください。